

定 款

松山空港ビル株式会社

松山空港ビル株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、松山空港ビル株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貸室ならびに施設の賃貸業
2. 航空思想の普及および観光に関する事業
3. 物品販売業
4. 酒類・たばこ・薬品・郵便切手・収入印紙類の販売業
5. 食堂・喫茶店および娯楽施設の経営
6. 損害保険の代理業
7. 広告営業
8. 貸自動車業
9. 倉庫業
10. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を松山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、松山市において発行する愛媛新聞に掲載する。
但し、決算公告については、これに代えて、取締役会の決議をもって電磁的方法により公告することができる。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、250,000株とする。

(株券の発行および株券の種類)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

2. 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券および1,000株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時招集する。

2. 株主総会の招集通知は、各株主に対して、会日の1週間前までに発する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第15条 当社の取締役は、17名以内とする。

(選任方法)

第16条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第18条 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長1名および専務取締役、常務取締役を置くことができる。

2. 取締役会は、その決議によって、前項の役付取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知および決議)

第 19 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前まで各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(報酬等)

第 20 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第 21 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 22 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 23 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 24 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 25 条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を 1 名以上選定する。

(監査役会の招集通知および決議)

第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(報酬等)

第 27 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第 28 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和 57 年 6 月 21 日	一部変更
平成 元年 6 月 5 日	一部変更
平成 3 年 6 月 20 日	一部変更
平成 4 年 6 月 18 日	一部変更
平成 5 年 6 月 22 日	一部変更
平成 6 年 6 月 22 日	一部変更
平成 14 年 6 月 18 日	一部変更
平成 15 年 6 月 18 日	一部変更
平成 17 年 6 月 22 日	一部変更
平成 18 年 6 月 22 日	一部変更